



低炭素モデル地区事業公募要領

名古屋市

平成26年1月

目 次

1. 未来に出会うまち ～共に創る「低炭素モデル地区」～
2. 名古屋市における温室効果ガス排出量削減の枠組みと本要領の位置づけ
3. 低炭素モデル地区事業の支援
4. 認定審査の視点
5. 低炭素モデル地区事業の要件
6. 低炭素モデル地区事業計画の作成
7. 「低炭素モデル地区事業」の申請及び問い合わせ先

1 未来に出会うまち ～共に創る「低炭素モデル地区」～

名古屋市では、市民・事業者等の皆さまと共に「低炭素で快適な都市なごや」への道筋を創っていくため、積極的なエネルギー消費の削減と積極的な自然エネルギーの導入などにより、自然の持つ力を生かした環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりを進めたいと考えています。

将来の“まち”は、必要な機能を備えながら環境負荷が小さく、質の高い暮らしを可能にする経済・社会システムを備えた都市へと変化していくことを世界から求められています。

未来の名古屋市に暮らす世代のために、わくわくするような低炭素で豊かな暮らしを実現する、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

「低炭素モデル地区」は、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術による駅そば生活などを、再開発事業などのまちづくりにあわせ具現化するもので、低炭素なまちと暮らしの姿を市民・事業者等に実物として示すことで、全市レベルでの低炭素な開発事業を誘導するものです。



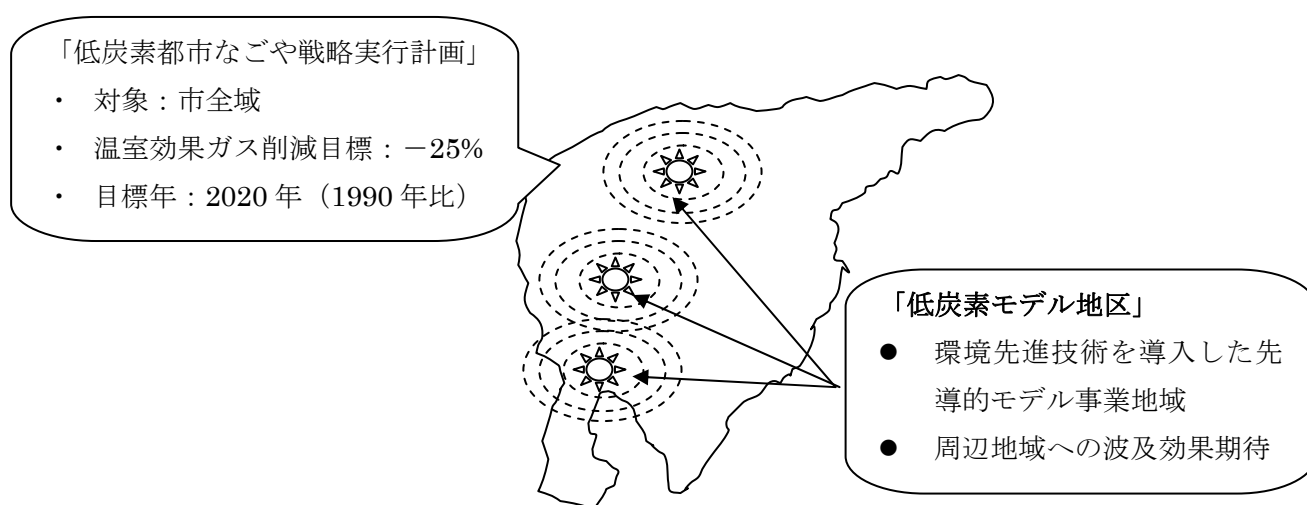
低炭素都市なごや戦略実行計画掲載
「低炭素モデル地区」イメージ図

「低炭素モデル地区事業」は、事業者等からの再開発事業等の「低炭素モデル地区事業計画」の提出を受け、名古屋市が「低炭素モデル地区」として認定した事業に対して付与される名称です。

名古屋市は、“未来に出会うまち”～共に創る「低炭素モデル地区」～を具現化する事業計画を求めています。

2 名古屋市における温室効果ガス排出量削減の枠組みと本要領の位置づけ

名古屋市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「低炭素都市なごや戦略実行計画」（以下「実行計画」という。）を平成23年12月に策定し、2020年までに温室効果ガス排出量25%削減（基準年1990年）を目標に掲げ、低炭素社会の実現に向け取り組んでいます。「低炭素モデル地区」は、実行計画を推進する重点施策として位置づけ、モデル地区を通じて周辺地域への波及を図るものです。



「低炭素モデル地区」は、先進的な低炭素型の整備を行う再開発事業者等からの申請に基づき、本市が目指す基準を満たす事業について認定するものであり、本要領は本市の認定基準を定めたものです。

本要領では、事業におけるCO₂の削減目標と削減効果を推定するための考え方及び、その他の基礎的な資料を提供するとともに、認定事業への支援の概要を掲載しています。

3 低炭素モデル地区事業への支援

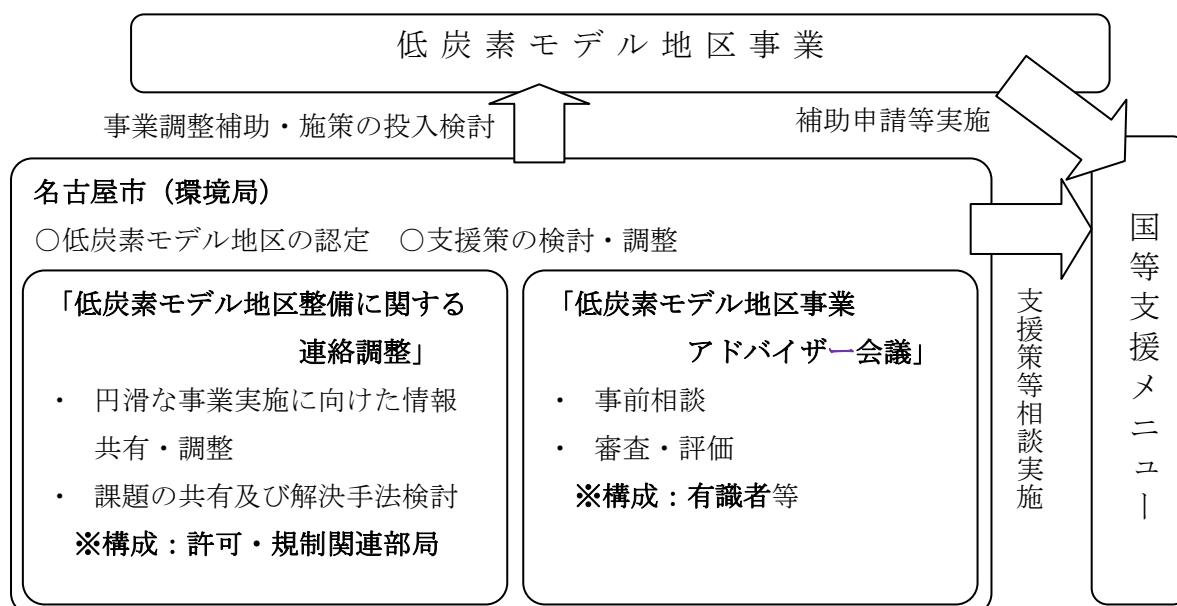
先進的な低炭素型の整備を円滑に進めていただくため、事業者等に対し低炭素モデル地区事務局として以下に示す支援を行います。

具体的な支援については、「低炭素モデル地区」に関する実施計画の作成段階で、事業者等と名古屋市との打ち合わせの中で検討します。

整備・運用の段階において

- ・ 学識経験者等による「低炭素モデル地区事業アドバイザー会議」を設置し、事業者等による整備計画や運用計画の作成を支援するため、地区の特性に応じた技術情報を提供します。
- ・ 整備にあたって課題となる許認可等に関して国等との協議を支援します。
- ・ モデル地区における環境局との協働事業について検討します。

支援概念図



4 低炭素モデル地区事業の要件

本要領は、名古屋市の「低炭素モデル地区」への認定を目指す、「低炭素モデル地区事業」を対象とします。

低炭素モデル地区事業に求められる要件を次に示します。

(1) 面積規模及び事業内容

低炭素モデル地区事業は、面的な対策が求められることから、0.5ha以上の開発行為であり、利便施設（公共的施設含む）や住戸等を含めた複合的な複数建物による、環境に配慮した多様な取組が集約される土地利用であることを要件にします。

(2) 開発協議等状況

再開発事業等を対象とするため、開発許可等公的な許可を得るための「調整中」又は、「工事未完了」のものを対象とします。

(3) 位置

低炭素モデル地区事業は、歩いて暮らせる街づくりを目指す観点から、鉄道駅から概ね800m圏内に事業区域が位置するものとします。（「名古屋市都市計画マスタープラン」P15～P27参照）

※「名古屋市都市計画マスタープラン」の「駅そば生活圏」に基づき、名古屋市営地下鉄環状線（名城線）に囲まれる区域の内側に位置するものは、全て対象とします。

その他、上記条件に類する場合は、別途名古屋市との協議により判断するものとします。

(4) 低炭素モデル地区事業者等

低炭素モデル地区事業を実施しようとする事業者等について、単独、複数かは問いません。複数の場合は、事業者等間で契約等の締結により関係性が担保された体制が確保されているか、協議会等の体制が形成されている組織となります。

また、複数の事業者等の場合、代表者として主たる事業者等、個人が特定さ

れていることが必要です。

(5) 低炭素化の目標

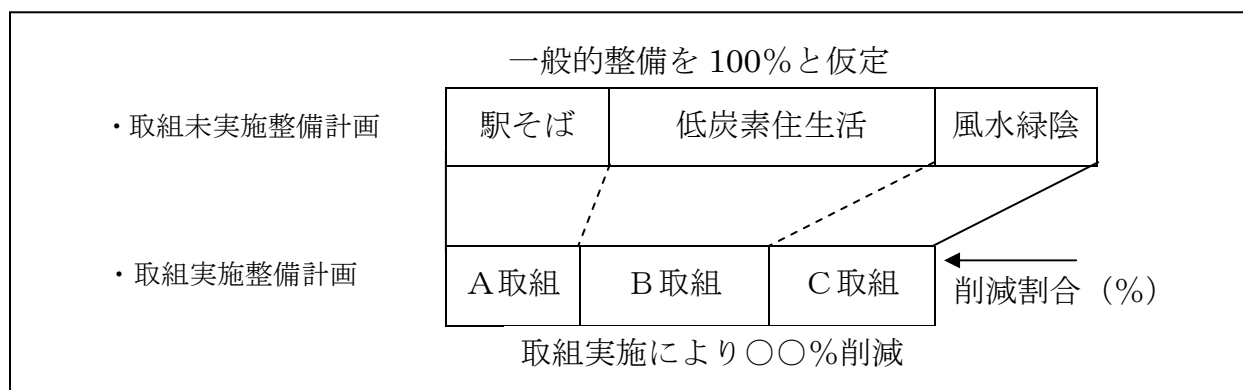
低炭素モデル地区事業では、「5 低炭素モデル地区事業の視点」を踏まえて事業を実施することにより、一般的な開発事業等と比較してより高度なCO₂の削減量目標の設定とその達成に向けて取り組むことが条件となります。

指標と目標値（目指す姿）を次に示します。

指標	目標値
温室効果ガス排出量削減率（取組未実施時と比して）	25%以上

注：削減率は、「低炭素モデル地区事業」において取り組む施策の効果を積み上げ、地区全体の排出量との比で算出してください。

※削減率概念図



注：「低炭素モデル地区事業」を目指す場合は「低炭素モデル地区事業計画」を作成する前に名古屋市と事前相談を実施してください

注：「低炭素モデル地区事業」の概要についても、お気軽に名古屋市にご相談ください。

5 認定審査の視点

認定審査の視点として、低炭素化に向けた具体的な取り組み内容と、個々の建築物のみでなく、地区全体での面的な取り組みについて重視するものとします。

また、上記に加え、地区周辺を含めた地域貢献といった視点を考慮します。

(1) 基本的視点

ア 駅そば生活

住宅・職場・利便施設が駅そばに集積した、歩いて暮らせる、低炭素で快適なまちづくり

【取り組み内容例】

- ・ 生活利便施設の充実
- ・ 駅そば居住の推進 など

イ 低炭素住生活 ～くるま～

徒歩、自転車を優先とした駅そばの魅力アップや、かしこい自動車利用ができるまちづくり

【取り組み内容例】

- ・ 公共交通の活用
- ・ コミュニティサイクルの導入
- ・ 鉄道駅、バス停の整備
- ・ バリアフリー化を含めた公共交通へのアクセス性の確保
- ・ 歩行者空間、自転車空間の整備
- ・ 共同駐車場の促進
- ・ 低炭素カーシェアリングの導入
- ・ EV 用充電器の設置 など

ウ 低炭素住生活 ～すまい（住宅・建築物）～

太陽光や自然の風を生かした断熱性・省エネルギー性等の環境面に優れた、長寿命化・安全性等に配慮した住宅・建築物

【取り組み内容例】

- ・ 太陽光や自然の風を生かした次世代省エネ住宅・建築物の整備
- ・ 環境性能表示等による先導的省エネルギー住宅・建築物の整備 など

エ 低炭素住生活 ～地域エネルギー～

地域内での面的かつ合理的なエネルギーの利用・管理などを促進して、太陽光発電・太陽熱利用を始めとする自然エネルギーの導入やバイオマス等の未利用エネルギー、自立分散型エネルギーシステムの活用

【取り組み内容例】

- ・ 地域規模でのエネルギーマネジメントの検討
- ・ 自然エネルギー、バイオマス等の未利用エネルギーの活用
- ・ 地域内でエネルギーを有効活用するスマートコミュニティの検討
- ・ 自立分散型エネルギーシステムの導入 など

オ 風水緑陰

土地の持つ自然の力、緑・水・風などを活用するまちづくり

【取り組み内容例】

- ・ みどり豊かな地域の形成
- ・ 協働によるみどりの育成
- ・ 健全な水循環
- ・ 駐車場、壁面、屋上の緑化 など

(2) 低炭素対策の視点

ア 建築物等の対策

(ア) 自然エネルギー等の活用

- ・ 温室効果ガスを排出せずにエネルギーを得ることができる太陽光発電システムや太陽熱利用機器のほか、未利用エネルギーを有効活用する河川水や下水熱の利用、小規模な水力発電などの積極的な導入
- ・ 上記のエネルギーを有効かつ安定的に利用するための定置型蓄電池や蓄熱装置の採用

(イ) 省エネルギー化の推進

- ・ 冷暖房や照明、家庭・事務用機器などに対する高効率機器の積極的な採用
- ・ 建築物本体に使用する資材、付随する設備及び設置・使用する機器や器具に対するグリーン調達を選択

(ウ) 運用に関する建築物での低炭素対策

- ・ 建築物等でのエネルギーマネジメントシステムの構築 (BEMS、HEMS)

(エ) 廃棄物対策

- ・ 廃棄物の 3 R (発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle))

の実施（廃棄物の焼却等によるCO₂の排出削減）。

（オ）吸収源対策

- ・ 樹木等温室効果ガス固定源の積極的な配置

（カ）ヒートアイランド対策

- ・ 樹木等と建築物との組み合わせによる遮光・遮熱・保水機能などの強化
- ・ 人工排熱への対策実施

イ 面的な対策

（ア）省エネ・創エネに関する面的低炭素化対策

- ・ 太陽光発電システムの集中的大量導入による地域の電力資源の有効活用や複数建築物間での地域冷暖房や熱の融通

（イ）交通に関する面的低炭素化対策

- ・ コンパクトなまちづくりを基本とした、歩行空間の確保や自転車道などの面的整備による低炭素化や、サイクルシェアリング、電気自動車等を活用したカーシェアリングなどの導入

（ウ）緑・水に関する面的低炭素化対策

- ・ 地区内の緑地や屋上・壁面緑化等による緑地の充実
- ・ 雨水・中水の地区内利用や、水辺などの面的な配置の工夫による風の道の形成など水と緑の軸の形成
- ・ 名古屋市の緑化地域制度の緑化率以上の緑地の確保

（エ）運用に関する面的低炭素化対策、その他

- ・ 地区内で自然エネルギーや未利用エネルギーを効率的に導入するなど、地域全体としてのエネルギーマネジメントシステムの構築（AEMS、CEMS）

※ 詳細は「低炭素モデル地区事業公募要領 別冊（参考資料）」を参照

6 低炭素モデル地区事業計画の作成

名古屋市の「低炭素モデル地区事業」に申請する事業者等は、審査に必要な「低炭素モデル地区事業計画」（以下「事業計画」という。）の作成が必要です。

「事業計画」の要件を以下に示します。

【低炭素モデル地区事業の申出】

「低炭素モデル地区事業」を実施しようとする事業者等は、名古屋市と事前相談を実施しながら事業の概要や事業計画を作成し、名古屋市に申請します。

事前相談及び申請の際に作成、提出いただく書類は、次のとおりです。

（１）低炭素モデル地区事業計画作成事前相談申請書（様式１）（様式２）

低炭素モデル地区事業計画の作成にあたり、事業概要や事業計画を名古屋市と事前相談するために、事業概要や事業者等の基本情報を記載するもので、名古屋市での公表は行わないものです。

（２）低炭素モデル地区事業申出書（様式３）

低炭素モデル地区事業や事業者等の基本情報、再開発等事業の基本的な事項、事業計画の主要事項などを記載するもので、事業計画が「低炭素モデル地区」に認定された場合、名古屋市が公表するものです。

（３）低炭素モデル地区事業計画書（様式４）

低炭素モデル地区事業のCO₂削減目標や、実施する対策と削減に関する基本的な情報を記載するものです。

なお、低炭素モデル地区事業の事前相談、申し出及び低炭素モデル地区事業計画書の様式は、次に例示するとおりです。

注：申請に係る提出資料の全ては「名古屋市情報公開制度」に則った、情報公開の対象となります。

年 月 日 低炭素モデル地区事業計画作成事前相談申請書 名古屋市長 (申請者) 住 所 氏 名 印		
低炭素モデル地区事業計画作成にあたり、事前相談を申請します。		
事業の名称（仮称）		
事業の実施予定期間	年 月から 年 月	
主な事業者等の氏名	住 所	氏 名
事業対象地区の内訳	地区の名称	
	地区の総面積（㎡）	
	内訳：所在地（用途地域）	内訳：面積（㎡）
	()	
	()	
	()	
施設用途内訳	施設用途（細目）	内訳：面積（㎡）
	()	
	()	
	()	
事業方針の概要 （温室効果ガスの削減率及び対策の概要）		
添付書類	1 地区の位置図	
	2 事業者の組織を示す書面	

※ 様式内に記載が出来ない場合は別紙とする

環境技術取組みスコア（様式2）

環境技術取組みスコアは、登録シートに記載される取組みから実施を予定しているものについて、指定のエクセルファイルにチェックすることで作成できます。

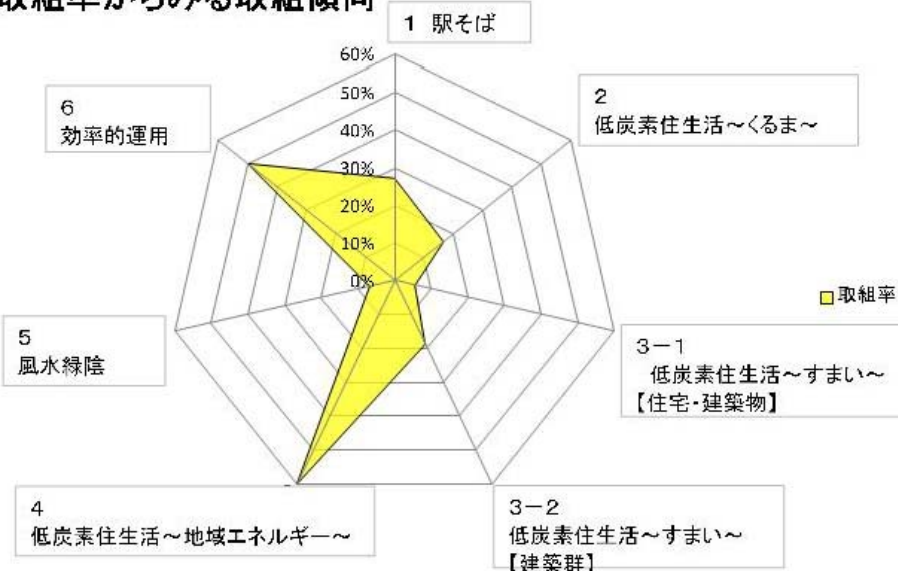
作成されたシートを印刷し提出してください。

環境技術取組みスコア（定性評価）

各取組数

取組み項目	1 駅そば	低炭素住生活			5 風水緑陰	6 効率の運用	
		2 くるま	3 すまい				4 地域 エネルギー
			住宅・ 建築物	建築群			
取組チェック数	3	3	3	3	3	3	
総取組項目数	11	18	54	16	5	44	
取組率	27%	17%	6%	19%	60%	7%	

取組率からみる取組傾向



取組みチェックシート

6 効率的運用

取組みチェックシート

5 風水緑陰

取組みチェックシート

4 低炭素住生活～地域エネルギー～

取組みチェックシート

3-2 低炭素住生活～すまい～【建築群】

取組みチェックシート

3-1 低炭素住生活～すまい～【住宅・建築物】

取組みチェックシート

2 低炭素住生活～くるま～

取組みチェックシート

1 駅そば生活

取組みチェックシート

最寄りの生活利便施設等までの距離

1.1.1

最寄りのスーパーや商店街までの距離(道のり)が600m未満か

対象: 日用品を扱う売り場面積300㎡以上の商業集積

1.1.2

最寄りの金融機関(ATMも含む)までの距離(道のり)が600m未満か

対象: コンビニエンスストア等に設置されるATMも含む

1.1.3

最寄りの行政機関(役所等)までの距離(道のり)が600m未満か

対象: 市役所、区役所、これらの出張所もしくは類似の機能を有する委託窓口等を含む

1.2

最寄りの医療・福祉施設までの距離

1.2.1

最寄りの医療施設までの距離(道のり)が600m未満か

対象: 診療科目に内科を含む病院もしくは診療所

1.2.2

最寄りの福祉施設までの距離(道のり)が600m未満か

対象: 老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉に関する事業を行う事業所

(様式3)

年 月 日 低炭素モデル地区事業申出書 (申請者) 住 所 氏 名 ㊟			
「低炭素モデル地区」として事業を実施したいので、次のとおり申し出ます。			
低炭素モデル地区事業の名称			
事業の実施予定期間	年 月から 年 月		
主な事業者等の氏名	住 所		氏 名
事業対象地区の内訳	地区の名称		
	地区の総面積(㎡)		
	内訳：所在地	用途地域	内訳：面積(㎡)
事業方針の概要 (温室効果ガスの削減率及び対策の概要)			
添付書類	1 地区の位置図		
	2 地区の面積を示す図面（求積図）		
	3 事業者の組織を示す書面		

※ 様式内に記載が出来ない場合は別紙とする

年 月 日		
低炭素モデル地区事業計画書		
名古屋市長		
(申請者)		
住 所		
氏 名		
㊟		
「低炭素モデル地区」事業計画を作成しましたので、提出します。		
事業の名称		
事業の実施予定期間		年 月から 年 月
事業地区	所在地	
	総面積	m ²
低炭素モデル地区事業の視点に基づく 実施対策の内容	駅そば生活	- 各視点に基づく主たる取組み内容や想定される取組みによる効果等を記載 - 特に定量で表現することが困難な取組み（定性的取組み）について記載
	低炭素住生活くるま	
	低炭素住生活すまい	
	低炭素住生活地域エネルギー	
	風水緑陰生活	
	地区における消費エネルギー削減率及びCO ₂ 削減率	
A：取組未実施時の消費エネルギー量 及びCO ₂ 排出量		MJ/年
		t-CO ₂ /年
B：取組実施時の消費エネルギー量 及びCO ₂ 排出量		MJ/年
		t-CO ₂ /年
C：上記AとBを比較した場合の消費エネルギー排出削減量 及びCO ₂ 排出削減量		MJ/年
		t-CO ₂ /年
添付書類 (自由書式)	CO ₂ 削減量等計算書（建築物計画）	
	CO ₂ 削減量等計算書（面的対策計画）	
	建築物概要、使用用途、緑地等の配置及び土地利用の予定	
	その他CO ₂ 削減対策の説明に必要な書類	

※添付書類には、効果の積算根拠資料を添付すること。

●低炭素モデル地区認定までの流れ

事業認定の流れ	事業者等申請者	名古屋市
① 低炭素モデル地区 事業計画作成事前 相談申請書の提出	申請書に必要事項を記入し、位置図等添付書類を添えて申請します。 名古屋市との意見交換等の結果を踏まえ、事業計画書の作成を行います。	事業内容に対し、効率的な低炭素化手法や目標値の設定、効果測定手法などについて、各分野有識者とディスカッションする機会を設けます。 事業の整備課題について、庁内関係部署と情報を共有し調整を支援します。
② 低炭素モデル地区 事業申出書 低炭素モデル地区 事業計画書	申出書及び事業計画書に必要事項を記載し、添付書類を添えて申し出ます。	申出書に基づき有識者による検討委員会を開催し、低炭素モデル地区への適否を確認します。 事業の整備課題について、庁内関係部署と情報を共有し調整を支援します。
③ 事業の推進 (地区認定後)	実施計画を作成し、名古屋市の施策と連携した事業推進策について打ち合わせを行います。	実施計画の打ち合わせにより、国縣市等の支援策の活用や、その他推進に必要な支援について検討、実施します。 事業の整備課題について、庁内関係部署と情報を共有し調整を支援します。

※ 本認定は開発に関する各種申請に代わるものではありません。

※ 再開発事業等に必要な各種申請事務は通常通り実施してください。

7 「低炭素モデル地区事業」の申請及び問い合わせ先

(1) 申請

ア 事前相談

「低炭素モデル地区事業計画作成事前相談申請書」の提出は、公募開始日から平成26年6月30日までの間、随時受け付けます。

(ア) 必要書類及び部数

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 「低炭素モデル地区事業計画作成事前相談申請書」 (様式1) | 1部 |
| ② 「環境技術取組みスコア」 (様式2) | 1部 |
| ③ その他、「様式1」を説明するための補助資料等 | 1部 |

(イ) 提出方法

以下のいずれかの方法で、「(2) 問い合わせ先」に記載する部署まで提出願います。

- ・ 郵送
- ・ 電子メール (1 ファイルあたりのデータサイズが2 MB を超えるファイルにつきましては、圧縮や分割をするなどして送付願います)
- ・ FAX

※いずれの方法を利用される場合も、送付の連絡をお電話ください。

(ウ) 申請にかかる費用

申請に必要な書類の作成、提出等に関する一切の事務に係る経費は、すべて申請者の負担となります。

イ 事業申出

「低炭素モデル地区事業申出書」の提出は、事前相談を経たものに限りします。

事業計画を作成する前に必ず、事前相談を実施して下さい。

(ア) 必要書類及び部数

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 「低炭素モデル地区事業申出書」 (様式3) | 1部 |
| ② 「低炭素モデル地区事業計画書」 (様式4) | 1部 |
| ③ その他「様式3」「様式4」を説明するための補助資料等 | 1部 |

(イ) 提出方法

以下のいずれかの方法で、「(2) 問い合わせ先」に記載する部署まで提出願います。

- ・ 郵送
- ・ 電子メール（1 ファイルあたりのデータサイズが 2 MB を超えるファイルにつきましては、圧縮や分割をするなどして送付願います）
- ・ FAX

※いずれの方法を利用される場合も、送付の連絡をお電話ください。

(ウ) 申請にかかる費用

申請に必要な書類の作成、提出等に関する一切の事務に係る経費は、すべて申請者の負担となります。

(2) 問い合わせ先

名古屋市環境局環境企画部環境企画課施策推進係

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：0 5 2（9 7 2）2 6 8 4

F A X：0 5 2（9 7 2）4 1 3 4

メールアドレス：a2684@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

※ 低炭素モデル地区に関する内容は、以下の名古屋市ウェブサイトからご覧になれます。

「名古屋市：環境局からのお知らせ（事業向け情報）」

<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000054439.html>

編集：名古屋市環境局環境企画部環境企画課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052（972）2684

